

横浜市消費生活総合センター条例

制 定 昭和 49 年 6 月 15 日条例第 39 号

最近改定 平成 17 年 3 月 25 日条例第 57 号

〔横浜市消費者センター条例〕をここに公布する。

横浜市消費生活総合センター条例

(設置)

第 1 条 消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与するため、横浜市消費生活総合センター(以下「センター」という。)を横浜市港南区に設置する。

(事業)

第 2 条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 消費生活の啓発に関すること。
- (2) 消費生活に関する相談及び苦情の処理等に関すること。
- (3) 商品テストその他商品の実習に関すること。
- (4) 消費生活に関する資料の展示等に関すること。
- (5) 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 消費者の主体的な活動のための施設の提供に関すること。
- (7) その他前各号に準ずる事業

(施設)

第 3 条 前条各号に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

- (1) 相談室
- (2) 商品テスト・実習室
- (3) 展示・情報資料室
- (4) 会議室

(開館時間及び休館日)

第 4 条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者の指定の手續)

第 4 条の 2 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次に掲げるセンターの管理に関する業務を行わせるため市長が指定する指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、横浜市の消費生活に関する施策の方針を理解し、消費生活に係る啓発及び消費者の主体的活動の支援並びに消費者被害救済のための事業を行っているものでなければならない。

- (1) センターの施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第4条の3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用の許可)

第5条 第3条第4号に掲げる施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。

3 市長は、センターの施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

(1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) センターの設置の目的に反するとき。

(3) センターの管理上支障があるとき。

(4) その他市長が必要があると認めるとき。

4 第1項の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

(利用料金)

第6条 前条第1項の規定により第3条第4号に掲げる施設の利用の許可を受けた者は、第11条の規定によりセンターの管理に関する事務を受託した者(以下「管理受託者」という。)に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、管理受託者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合は、管理受託者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第7条 管理受託者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第8条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、管理受託者は、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、第5条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 第5条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

(3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第10条 市長は、センターの入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) その他センターの管理上支障があるとき。

(管理委託)

第11条 センターの管理に関する事務は、財団法人横浜市消費者協会に委託する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成10年1月26日から施行する。

附 則（一部未施行）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第1条中横浜市消費生活総合センター条例第1条及び第2条の改正規定並びに同条例第4条の次に2条を加える改正規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の横浜市消費生活総合センター条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、この条例の施行の日以後の新条例第3条第4号に掲げる施設の利用について適用する。

別表（第6条第2項）

種別	単位	利用料金	
		平日	平日以外の日
第1会議室	1日につき	4,000 円	3,200 円
第2会議室	同	4,000	3,200
第3会議室	同	7,000	5,600

（備考）

- 1 「1日」とは、平日においては午前9時から午後7時までを、平日以外の日においては午前9時から午後5時までをいう。
- 2 「平日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。